

# 情報部分開示決定通知書

取建発第278号  
令和4年5月17日

様

取手市長 藤井 信吾



令和4年5月7日に開示請求のありました情報について、取手市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり一部について開示することを決定しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合には、審査請求をし、及び処分の取消しの訴えを提起することができます。詳細については、裏面をご覧ください。

請求に係る情報の名称、内容	取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例第9条に定める緑の審議会委員のうち「公募に応じた市民」をめぐる下記情報がわかる文書や電磁的記録 1) 委員公募の手続きや応募資格などを定めた規定 2) 過去5年間の委員公募の告知方法（「広報とりで」掲載など） 3) 過去5年間の公募に対する応募状況 4) 過去5年間の公募委員の選任根拠 5) 過去5年間の審議会全委員の委嘱決裁書	
開示の日時及び場所	日 時 場 所	郵 送
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input checked="" type="checkbox"/> 送付希望 <input type="checkbox"/> 視聴 ※該当するところに、○印をつけます。	
開示することができない部分及び理由	1 開示することができない部分の概要 別紙目録を参照 2 理由：取手市情報公開条例第7条第1項第1号及び5号に該当 別紙目録を参照	
所管課	茨城県取手市役所 建設部 水とみどりの課 郵便番号 : 302-8585 連絡先住所 : 取手市寺田5139番地 電話番号 : 0297-74-2141 (内線) 1561	
備考	対象期間における緑の審議会委員の委嘱決裁書等の該当文書は令和元年5月21日に委嘱したもののみになります。	

裏面

- 注意 1 情報の開示を受ける場合は、この通知書を持参してください。  
2 当日都合が悪い場合には、あらかじめ電話等で所管課まで連絡してください。

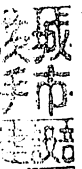
この処分に不服がある場合又はこの処分に対する取消しの訴えを提起する場合の教示

[審査請求に係る教示]

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求することができなくなります。

[処分の取消しの訴えに係る教示]

この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、取手市を被告として（訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



(別紙)

特定した情報の目録

【所管課： 水とみどりの課】

No.	文書の名称 (文書の種類)	開示文書の		開示することができない部分及び理由		備考
		文書	電磁的記録	面数	開示することができない部分の概要	
1	取手市緑の審議会委員における公募委員決定の評価基準	○		2面	公募者選考基準	取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため。
2	緑の審議会委員募集に係る広報とりで掲載について	○		3面		
3	市HPへの記事の掲載について	○		3面		
4	緑の審議会委員応募者一覧 (選考結果)	○		1面	個人の氏名・性別・住所・生年月日	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。
5	緑の審議会市民公募審査採点表	○		1面	個人の性別・年齢・採点 公募者選考基準	取手市情報公開条例第7条第1項第1号に該当し、個人が特定されることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 取手市情報公開条例第7条第1項第5号に該当し、公にすることにより適正な事務の執行に支障を及ぼす恐れがあるため。

No.	文書の名称 (文書の種類)		開示文書の 面数	開示することができない部分及び理由		備考
	文書	電磁的 記録		開示することができない 部分の概要	理由	
6	取手市緑の審議会 委員の委嘱につい て	○	8面	個人の住所・職業 公募者選考基準	取手市情報公開条例第7条第 1項第1号に該当し、個人が 特定されることにより、当 該個人の権利利益を害する おそれがあるため。また は、特定の個人を識別する ことはできないが、公にす ることにより、個人の権利 利益を害するおそれがある ため。  取手市情報公開条例第7条第 1項第5号に該当し、公にす ることにより適正な事務の 執行に支障を及ぼす恐れが あるため。	
7						
8						
9						
10						
11						